平成２５年（フ）第１３８号
広島県福山市西深津町２丁目２番１―208号
債務者　寺戸　　昭
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２７３号
沖縄県豊見城市字豊見城292番地２　ラ・メールぎぼ101号
債務者　兼城　　晃
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５２号
青森市大字浅虫字内野23番地
債務者　尾坂　清助
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼142番地　市営住宅87号、前住所宮城県石巻市清水町２丁目１番18号
債務者　渡部　和吉
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２５３４号
大阪市淀川区十八条２丁目11番11号　グレーハイツ101号
債務者　鹿間　　勉
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７２号
大阪府門真市北岸和田３丁目13番37号
債務者　大口　敏美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１１号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番28―801号
債務者　**餝**谷　貞夫
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１２号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番28―801号
債務者　**餝**谷美帆子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８７号
大阪府東大阪市横枕12番27－502号　コート・ザ・ルピナス
債務者　小泉　道大
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１６号
大阪府東大阪市新庄２丁目４番19号
債務者　西川　広次
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４９号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目６番11―701号
債務者　佐藤　友重
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５３号
大阪府豊中市原田元町１丁目22番７号
債務者　平井　健次
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３４号
大阪市城東区諏訪３丁目15番17号
債務者　桂米八こと　山本　悦次
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８５号
大阪市東淀川区東中島５丁目23番４―304号
債務者　大井　信之
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６２号
大阪府東大阪市出雲井本町４番10号
債務者　森廣　俊樹
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２６号
大阪市住吉区千躰２丁目７番17―209号
債務者　原　　尚輝
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７９号
大阪市生野区小路東２丁目４番６号
債務者　穂の花こと成奈穂こと　成田　奈穂
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４０号
大阪市福島区玉川４丁目５番22号　メルヴェイユ玉川503号
債務者　奥村　重雄
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部